

<参考資料>

改正法において、政省令等において定めることとされている事項一覧

事項	条項	法律の規定
経営委員会・ 監査委員会 関係	5条の3 1項1号	リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして <u>厚生労働省令で定める事項</u> ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして <u>厚生労働省令で定める体制の整備</u>
	5条の5第2項	委員長は、 <u>厚生労働省令で定めるところ</u> により、定期的に経営委員会を招集しなければならない。
再就職に関する 規制関係	15条1項	管理運用法人の役員又は職員（中略）は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人（当該金融事業者に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員若しくは当該管理運用法人役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
	16条1項	管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者（金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。中略）に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。
	16条2項	二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> に就いている職員が行う場合 三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として <u>厚生労働省令で定める場合</u> において、理事長の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合
	17条1項	管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者（中略）は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> に属する役員又は職員に対し、契約事務（中略）であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
	17条2項	前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> に、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> に属する役員又は職員に対し、契約事務であって離職した日の五年前の日より前の職務（中略）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
	17条4項	前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として <u>厚生労働省令で定める場合</u> において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。
	17条5項	管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、 <u>政令で定めるところ</u> により、理事長にその旨を届け出なければならない。
	17条の2	管理運用法人役職員であった者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として <u>厚生労働省令で定めるもの</u> に就いていた者（退職手当通算予定役職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。）は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。
運用関係 （デリバティブ）	21条1項	八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であって <u>政令で定めるもの</u> をいう。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。） 九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であって <u>政令で定めるもの</u> （第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）
情報開示	5条の7	委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他 <u>厚生労働省令で定める書類</u> を作成し、 <u>厚生労働省令で定める期間</u> の経過後に、公表しなければならない。
	26条2項	管理運用法人は、 <u>厚生労働省令で定める期間</u> ごとに、年金積立金の運用の実績その他 <u>厚生労働省令で定める事項</u> を記載した書類を作成し、 <u>厚生労働省令で定めるところにより</u> 、これを公表しなければならない。
その他	7条3項	管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち <u>厚生労働大臣の定めるもの</u> について、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

＜参考＞再就職のあっせん規制の対象となる子法人の範囲

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（子法人）

第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第百六条の二第一項の政令で定めるものは、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

●国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（中略）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4 （略）

＜参考＞ 求職活動の規制対象となる利害関係金融事業者の範囲

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（利害関係企業等）

第四条 法第百六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～五（略）

六 国、行政執行法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

七（略）

●国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2～5（略）

<参考> 求職活動の規制の適用除外の範囲

<組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位に就いている職員>

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（意思決定の権限を実質的に有しない官職）

第七条 法第百六条の三第二項第二号の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものは、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第二条第二項各号に掲げる職員（注：本省課長補佐級以上の職員）以外の職員が就いている官職とする。

●国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 （略）

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項 に規定する官房若しくは局、同法第八条の二 に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 （略）

3～5 （略）

<参考> 求職活動の規制の適用除外の範囲

<業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合>

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八条 法第百六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 法第百六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした職員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる第四条各号に掲げる事務について、それぞれ職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該職員に依頼している場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

三 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者になろうとする場合

2 （略）

●国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一～三 （略）

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3～5 （略）

<参考> 金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（対象となる法人の内部組織）

●年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）

（内部組織）

第十六条の二 管理運用法人に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として厚生労働大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

●独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標管理法人役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であって離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二・三 （略）

<参考> 金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（管理監督の地位）

●年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）

（管理又は監督の地位）

第十六条の三 管理運用法人に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるもの（注：課長代理相当職以上の職）とする。

●独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 （略）

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（管理又は監督の地位にある職員の官職）

第二十七条 法第百六条の二十三第三項の政令で定める官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの（給与法第十条の二第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして内閣官房令で定めるものを除く。）

イ 給与法 別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級七級以上の職員

ロ～ヲ （略）

二～五 （略）

六 行政執行法人の職員であって、前各号に掲げる職員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの

<参考> 金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（適用除外の範囲）

●職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第二十二條 法第百六條の四第五項第六号の政令で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるもの（注：日本放送協会による放送の役務の給付）を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

●国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（再就職者による依頼等の規制）

第百六條の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2～4（略）

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一～五（略）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6～9（略）

<参考> 金融事業者再就職者から禁止されている依頼等を受けた場合 の理事長への届出

●職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第二十五条 法第百六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を監察官に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 官職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

●国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2～8 （略）

9 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

<参考> 金融事業者の地位に就いた場合の理事長への届出

●職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特別職に属する国家公務員又は地方公務員(以下この号において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等となった場合

二 法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された場合

三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの(離職時に在職していた第十六条第一項(第二十号を除く。))に定める国の機関に置かれるものに限る。)として採用された場合

四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合(前三号に掲げる場合を除く。)であって、内閣官房令で定める額以下の報酬を得る場合

●国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 (略)

2 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業(前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

<参考> 経営委員会の議決事項

●会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)

(業務の適正を確保するための体制)

第一百条の四 法第三百九十九条の十三第一項第一号ロに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 二 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
 - 三 当該株式会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 四 次に掲げる体制その他の当該株式会社の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ 当該株式会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ロ 当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 当該株式会社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 七 その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 2 法第三百九十九条の十三第一項第一号ハに規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。
- 一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ～ニ(略)

●会社法(平成十七年法律第八十六号)

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定
 - イ 経営の基本方針
 - ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
- ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二・三 (略)

2～6 (略)

<参考> 議事録の公表時期

●日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

（議事録等の公表）

- 第二十条 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。
- 2 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

●政策委員会議事規則（制定平成10年4月1日、最終改正平成27年8月7日）

（議事要旨等）

- 第14条 法第20条第1項に規定する金融政策決定会合の議事の概要を記載した書類（以下「議事要旨」という。）には、出席者名、第11条第1号に掲げる者からの報告の概要、会議における検討の概要及び議決の結果等を記載する。
- 2 議長は、委員会の承認を得るため、次回の金融政策決定会合（臨時の金融政策決定会合を除く。以下本項において同じ。）において議事要旨を提出する。ただし、議長が臨時の金融政策決定会合の議事要旨につき次回の金融政策決定会合に提出することが困難であると認めるときは、次々回の金融政策決定会合においてこれを提出する。
- 3 議長は、前項の規定により委員会の承認を得た議事要旨を、承認を得た日から2営業日を経過した後、議長が適当と認める方法により、公表する。

4（略）

（議事録）

- 第15条 議長は、法第20条第2項に規定する金融政策決定会合の議事録を、「金融政策決定会合議事録作成要領」及び「金融政策決定会合議事録等公表要領」で定めるところにより、作成及び公表する。
- 2 法第20条第2項に規定する委員会が適当と認めて定める相当期間は、別に定める。

●金融政策決定会合議事録等公表要領（制定平成19年6月5日、改正平成21年3月6日）

2. 公表の頻度等

(1) 頻度

金融政策決定会合の議事録等は、各会合から10年を経過した後に半年分（1月から6月分、7月から12月分）毎にとりまとめて、年2回公表する。

<参考> 議事録公開に関連する国会での質疑

<11月18日 衆議院厚生労働委員会>

○橋本厚生労働副大臣

今回の改正案では、年金積立金の運用業務の透明性を高め、国民の信頼性の向上を図るため、法人の重要な方針を決定する経営委員会の議事録等の公表について、一定期間経過後に速やかに公表しなければならないこととしております。

具体的な期間につきましては、法案成立後に社会保障審議会で御議論いただいた上で省令で定めていくこととなりますが、これは、現在の運用委員会における取り組みやほかの法人での実例も参考にすると、経営委員会の議事要旨については会議後速やかに公表し、議事録について一定期間経過後に公表していくことが考えられているところでございます。

<12月6日 参議院厚生労働委員会>

○橋本厚生労働副大臣

これも御指摘のとおりですが、法人の具体的な投資行動や投資戦略に関わる情報については、その開示によって他の市場参加者に利用され、かえって被保険者の利益を損ねるおそれもあるということがあります。このため、これらの情報については、開示に当たって慎重な配慮も必要になるというふうに考えております。

ですから、例えば今年から取組を開始した保有銘柄の情報については、毎年度末の保有状況を一定期間経過後に公表を行うとともに、市場に与える影響を検証しつつこれを段階的に実施をしていくなどの配慮を行っているところでございまして、議事要旨と議事録の公表等についても、議事要旨については確認取れ次第公表しますが、議事録そのものについては一定期間を置く、こういうような配慮をしながら公表していると、こういうことでございます。

＜参考＞デリバティブ取引に関連する国会での質疑

＜2月19日 衆議院予算委員会＞

○塩崎厚生労働大臣

釈迦に説法でありますけれども、デリバティブ取引というのはもともと株式とか債券の相場の変動に対するリスクを避けるためにあるわけございまして、これまでも実は、長期投資をしている生命保険会社なんかでもみんな使っているわけであります。

今までGPIFで使えていたデリバティブというのもあったわけありますけれども、今回見直しをしようということで、年金部会そしてまた自公の中で御議論いただいているスキームというのは、基本的には、新たなルールを定めた上で一部リスクヘッジのためだけに設けようということで、これは為替先物取引とかあるいは株価指数先物取引などを導入するわけありますけれども、そのためにもルールを事前に設定して、利用のタイミングとか利用の額とか、あるいはリスク量を適切に測定、管理する体制を整備しないといけないとか、新設予定の合議体への報告を義務づけるとか、そういうことを全てルールを事前に設定した上で、特に投機目的のためのデリバティブは行わないということを明確にしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

＜参考＞デリバティブ取引に関連する国会での質疑

＜12月8日 参議院厚生労働委員会＞

○鈴木年金局長 ただいま御指摘いただきましたデリバティブ取引でございますけれども、今回の改正案では、このデリバティブ取引につきまして、積立金の運用をより安全かつ効率的に行うという観点から、現在でも一定のデリバティブ取引が認められているわけでございますけれども、それに加えて、リスク管理のために、ほかの金融機関で一般的に活用されているデリバティブ取引を追加して認める、そういったことで、社会保障審議会年金部会でもしっかり議論していただいた上で今回の改正案に追加しているわけでございます。

そこで、具体的にどのようなリスク管理のためのデリバティブ取引かといえますと、現在想定しておりますのは、年金部会でも具体的に御議論をいただきましたけれども、例えば為替先物取引ということで、現在、地政学的なリスクの高まりなどによりまして一部の通貨の変動が極めて大きいという状況にございますので、こうした為替変動のリスクを抑制するためにこの為替先物取引を使えるようにする、リスク管理の一環でございます。あるいは、株式の保有割合をリバランスで下げるような必要が生じる、こういった状況もございますけれども、そのときに、例えば現物の株式を一斉に売却をするということになりますと流動性が低い銘柄を中心に株価が急落してしまう、これはこの委員会でも度々御懸念ありましたけれども、そういったことを防ぐために例えば株価指数先物取引を実施するということで、あくまでリスク管理のための取引でございます。

こういう観点につきまして、今先生御指摘ございましたGPIF法の中でも、実は法律上、運用による損失の危険の管理を目的として行うものに限るということはしっかりと明記をさせていただいておりますので、その上で、今投機的というようなことをおっしゃいましたけれども、そういった御懸念は当たらないものと思っております。

また一方で、政令で追加できるではないかという御指摘もいただいたところでございますけれども、基本的には、運用につきまして様々な高度化、多様化がある中でございます。日々様々な運用方法が開発されて普及しているところでございますので、この点についても年金部会で御議論をいただきまして、安全で効率的な運用を行う上で必要な運用方法が適切に利用できるように、審議会の審議を前提に、下位法令への委任を検討すべきだというのが審議会の専門家の方々の御意見でございまして、これも年金積立金、大事な資金を安全かつ効率的に運用していく上での工夫の一環でございますので、そうした恣意的な利用あるいは投機的な利用につながらないように法律上しっかり目的を書いた上で、しかし市場に合わせて機動的にできるようにという工夫で入れた仕組みでございます。